富津市の給与・定員管理等について

1_総括

(1)人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口(令和4年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考)令和2年度 の人件費率
令和	人	千円	千円	千円	%	%
3年度	42,665	20,565,936	1,260,033	3,876,730	18.9	15.2

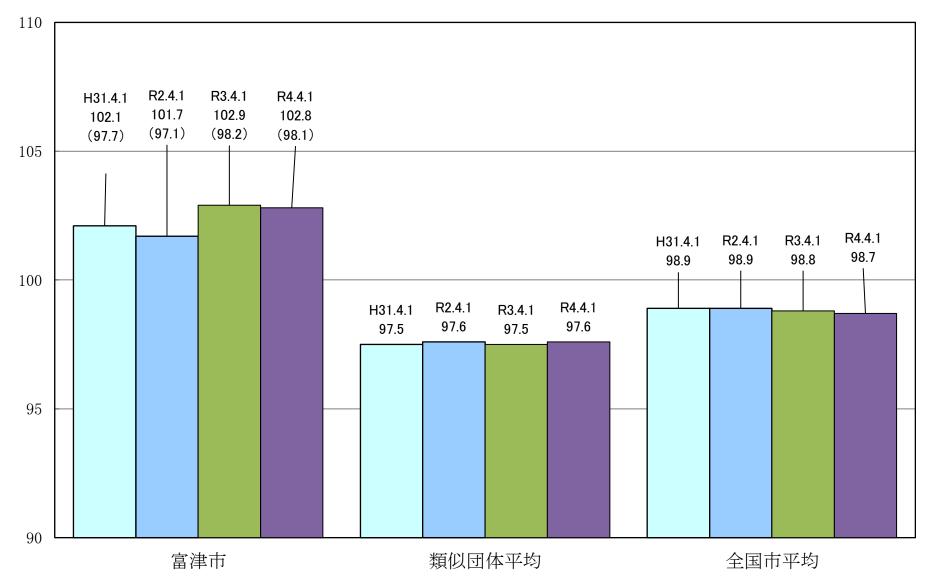
(2)職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数		給	与	費
	А	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B
令和	人	千円	千円	千円	千円
3年度	447	1,492,328	314,355	556,627	2,363,310

(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平 均一人当たり給与 費
千円	千円
5,287	5,729

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 - 2 職員数については、令和3年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))及び会計年度任用職員を含まない。
 - 3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3)ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を 用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100.0として計算した指数。
 - 2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 - 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- ※ 令和4年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、 ③100.0を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

国と比較して初任給基準が高いことや高齢層職員の昇給停止の未実施(昇給抑制は実施)、国と比較して職員構成がアンバランスであること等が、ラスパイレス指数100.0を上回っている要因と考えられる。また、今後については、令和5年4月1日より高齢層職員(55歳以上)の昇給停止を実施する。なお、給料月額を用いて計算するラスパイレス指数は100.0を超えているが、当市では地域手当の支給率の抑制を実施しており、令和4年4月1日の地域手当を加味したラスパイレス指数は98.1と、100.0を下回っている。

(4)給与改定の状況

①月例給

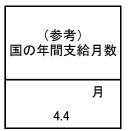
区分	民 間 給 与	公務員給与	較 差	勧 告	給与改定率
	А	В	А-В	(改定率)	
令和	円	円	円	%	%
4年度	362,261	361,060	1,201	0.33	0.45

(参考 <u>)</u> 国の改定	
	%
0.3	

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	民間の支給割合	公務員給の支給月 数	較 差	勧 告	年間支給月数
	Α	В	A-B	(改定月数)	
令和	月	月	月	月	月
4年度	4.42	4.30	0.12	4.4	4.4



(注)「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5)給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、棒給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施

未実施

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容)

ア 給料表の見直し改定

国・県に準拠したものとし、平均1.2%引下げ。

人事院勧告の内容に準じて、世代間の給与配分の見直しの観点から若年層(1級及び2級の下位号給)は引上げ改定、4級以上の高位号給については、最大4%程度引下げ。また、在職実態を考慮し、号給を増設・撤廃。

イ 給料の切替えに伴う差額の支給について(現給保障制度)

給料表の見直しに伴う激変緩和として、3年間の現給保障を実施。これに伴い、平成18年給与構造改革時の現給保障については廃止とする。

ウ 50歳台後半層の職員の給与抑制措置

55歳を超える職員(給料表7級以上の職員)について、給与額を一定率で減額(△1.5%)

②地域手当の見直し

(支給割合)国基準10%に対し、富津市においては5%(令和4年4月1日現在)を支給。

(実施時期)地域手当については、平成26年4月1日から当分の間、支給しないこととしていたが、平成28年10月より支給を開始した。

(参考)

	平成28年度の 支給割合	平成29年度の 支給割合	平成30年度以 降の支給割合	
国基準による支給割合	10.0 %	10.0 %	10.0 %	
富津市の支給割合	0.0 %	4.0 %	5.0 %	

③その他の見直し内容

勤勉手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

(6)特記事項

(給与抑制措置)

期末手当・勤勉手当の役職加算率の引下げ

	区分	抑制措置	実施期間	内容	
	特別職	期末手当役職加算の減額	令和3年12月1日から令和6年10月5日	15% → 0%	
ſ	一般職			8級·7級(次長)	15% → 8%
		期末勤勉手当役職加算の減額	平成12年4月1日から当分の間	7級(課長):6級	10% → 5%
				5級	5% → 2%

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1)職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和4年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
富津市	38.7 歳	298,590 円	347,699 円	331,400 円
千葉県	40.3 歳	303,451 円	406,013 円	356,003 円
玉	42.7 歳	323,711 円	1	405,049 円
類似団体	42.3 歳	314,153 円	372,573 円	341,315 円

②技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額(国比較 ベース)
富津市	56.6 歳	3 人	350,433 円	390,863 円	380,730 円
千葉県	53.4 歳	322 人	301,594 円	360,660 円	338,057 円
玉	51.1 歳	2,114 人	286,570 円	_	328,416 円
類似団体	51.5 歳	14 人	298,838 円	327,948 円	310,173 円

- - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2)職員の初任給の状況(令和4年4月1日現在)

区分		富津市 千葉県		玉
伽 ⁄二 花 腔	大学卒	188,700 円	188,700 円	182,200 円
│ 一般行政職 │	高校卒	154,900 円	154,900 円	150,600 円
技能労務職	高校卒	154,900 円	152,700 円	_

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和4年4月1日現在)

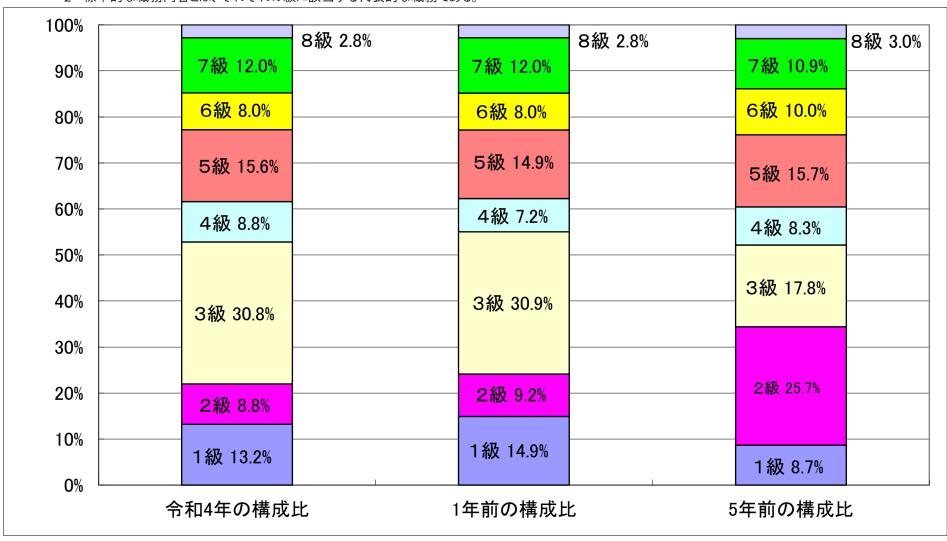
□ □ △		経験年数				
区	分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年	
一般行政職	大学卒	260,375 円	354,480 円	398,900 円	一 円	
一7文1〕以40	高校卒	239,533 円	一 円	一 円	一 円	
技能労務職	高校卒	一 円	一 円	一 円	一 円	

3 一般行政職の級別職員数等の状況

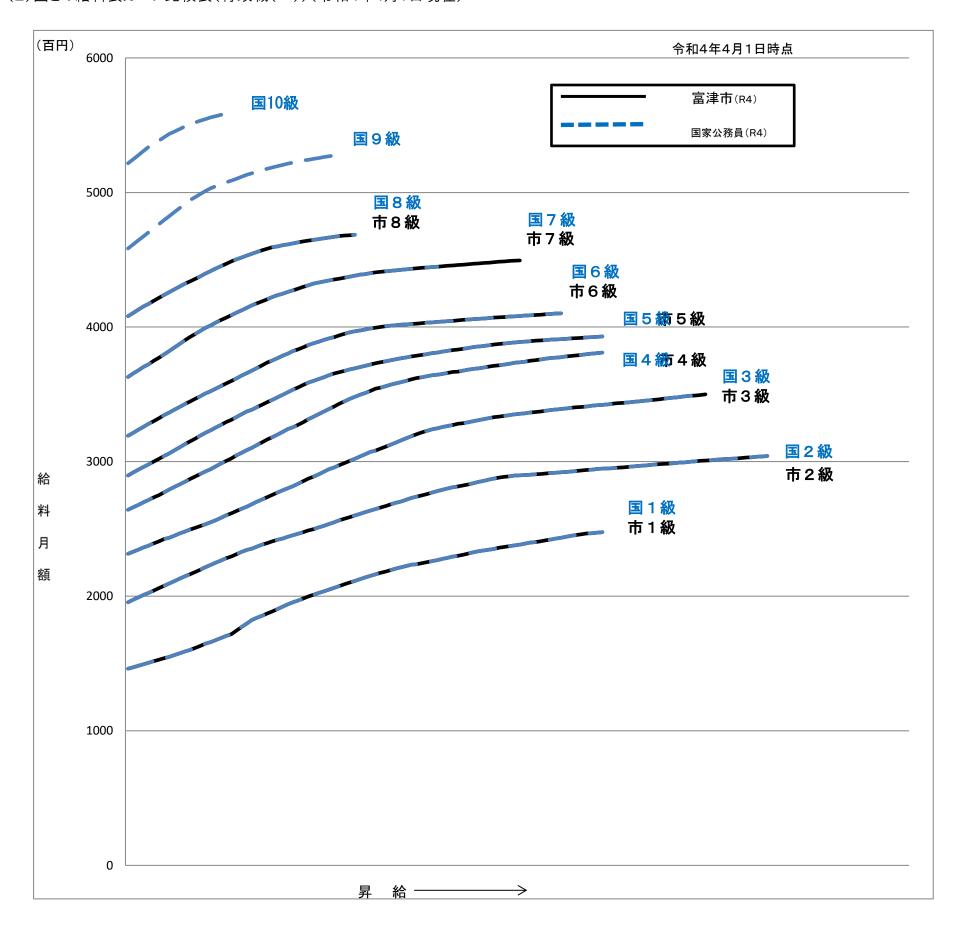
(1)一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和4年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1級	主事	33 人	13.2 %	146,100 円	247,600 円
2級	主事	22 人	8.8 %	195,500 円	304,200 円
3級	主任主事	77 人	30.8 %	231,500 円	350,000 円
4級	副主査	22 人	8.8 %	264,200 円	381,000 円
5級	係長·主査	39 人	15.6 %	289,700 円	393,000 円
6級	課長補佐·副主幹	20 人	8.0 %	319,200 円	410,200 円
7級	次長·課長	30 人	12.0 %	362,900 円	449,500 円
8級	部長	7 人	2.8 %	408,100 円	468,600 円

- (注) 1 富津市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2)国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和4年4月1日現在)



(3)昇給への人事評価の活用状況(富津市)

	和4年4月2日から令和5年4月1日 でにおける運用	管理	職員	一般職員		
イ.	人事評価を活用している					
	活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	
	上位、標準、下位の区分					
	上位、標準の区分					
	標準、下位の区分					
	標準の区分のみ(一律)					
□.	人事評価を活用していない	0		0		
	活用予定時期	未定		未定		

4 職員の手当の状況

(1)期末手当·勤勉手当

富》	聿市	Ŧ	葉県	国		
1人当たり平均支給額	(令和3年度)	1人当たり平均支給額	額(令和3年度)			
	1,304 千円		1,656 千円		_	
(令和3年度支給割合	·)	(令和3年度支給割	合)	(令和3年度支給割合)		
期末手当	勘勉手当	期末手当勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
2.40 月分	1.90 月分	2.40 月分	1.90 月分	2.55 月	分 1.90 月分	
(1.35)月分	(0.90)月分	(1.35)月分	(0.90)月分	(1.45)月	分(0.90)月分	
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の	D級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の組	級等による加算措置	
·役職加算	2~8%	·役職加算	5~20%	·役職加算	5~20%	
·管理職加算	0%	·管理職加算	15 ~ 25%	·管理職加算	10~25%	

⁽注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況

令	和4年度中における運用	管理	職員	一般職員		
イ.	人事評価を活用している	()	0		
	活用している昇給区分	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	
	上位、標準、下位の成績率	0	0	0	0	
	上位、標準の成績率					
	標準、下位の成績率					
	標準の成績率のみ(一律)					
□.	人事評価を活用していない					
	活用予定時期					

(2)退職手当(令和4年4月1日現在)

	富津市				国			
(支給率)	自己都合		勧奨·定年		(支給率)	自己都合		応募認定·定年
勤続20年	19.6695	月分	24.586875	月分	勤続20年	19.6695	月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395	月分	33.27075	月分	勤続25年	28.0395	月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575	月分	47.709	月分	勤続35年	39.7575	月分	47.709 月分
最高限度	47.709	月分	47.709	月分	最高限度	47.709	月分	47.709 月分
その他の加算技	昔置				その他の加算	措置		
定年前早期	明退職特例措置	(2~20%	加算)		定年前早	期退職特例措置	(2~45%	加算)
自己都合								
1人当たり平均	1人当たり平均支給額 1,277 千円 20,786 千円							

⁽注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和3年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)地域手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年)		82,465	千円			
支給職員1人当たり	支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)					
支給対象地域	支給率	支給対象職	員数	国の制度	(支給	率)
富津市	5.0 %	4.	55 人		10.0	%

(4)特殊勤務手当(令和4年4月1日現在)

支給実績(令和3年度決算)	4,206 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	24,312 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和3年度)	38.5 %
手当の種類(手当数)	13 種

丁コツ性及し] - 30/	10 1至					
	モルの名称	主な支給対象職員	→ ↑ ★ 仏 → 岳 米 孜	支給実績	左の支	左の支給対象職員	
		土は又だ対象順貝	主な支給対象業務 	(令和3年度決算)	に対す	る支給単価	
		滞納徴収事務に従 事する職員	市税の徴収事務のため、直接滞納者を訪問したとき	16 千円	日額	200 円	
社会福祉業務	务手当	社会福祉主事、 ホームヘルパー等	社会福祉業務に従事したとき	833 千円	月額	3,500 円	
乳幼児保育美	美務手当	保育士	乳幼児保育の業務に従事したとき	860 千円	月額	2,000 円	
行旅死病人	死亡人取扱い	行旅死亡人及び行 旅病人の取扱業務	- 行旅死亡人及び行旅病人の取扱又は救護業務に従	5 千円	1件	2,000 円	
	病人取扱い	に従事する職員	事したとき	2 111	1件	1,000 円	
廃棄物処理	乗物処理 廃棄物の収集、運搬等の処理作業 環境センターに勤 ps を かの		 廃棄物の処理等の業務に従事したとき	110 千円	日額	400 円	
手当	動物死体処理作業	務する職員	洗来物の延延寺の末切に促事したこと	110 [1]	1件	150 円	
防疫作業手当	感染症患者の輸送、消毒	ᇝ <i>ᆫᄔᄴᅩᅩ</i> ᅔᆠ	 感染症の患者の輸送並びに感染症の病原体に汚染		日額	400 円	
	新型コロナウイルス感染症による救急業務(消防隊員)	防疫作業に従事す る職員	し、又は汚染した疑いのある物件、場所等の消毒その 他の処理作業に従事したとき	236 千円	1件	1,500 円	
	新型コロナウイルス感染症による消毒		他の処理作業に促争したとさ		日額	1,000 円	
大型自動車等	等運転業務手当	自動車運転手	大型自動車等の運転に従事したとき	30 千円	日額	200 円	
危険手当		危険作業等に従事 する職員	犯則事件の取締りに従事する場合及び作業施行上その生命又は身体に著しい危険を及ぼすおそれがある作業に従事したとき	— 千円	日額	500 円	
LIKER SET 1	大型		救急、救助、火災又は災害等により出動する消防用特殊車両の運転に従事したとき		1回	300 円	
機関運転 手当	中型(限定中型)	消防職員		680 千円	1回	250 円	
	普通				1回	200 円	
現場活動手	á	消防職員	火災又は災害等により現場活動に従事したとき	216 千円	1回	150 円	
救急業務	救急業務に従事したとき	消防職員	救急自動車等により救急業務に従事したとき	715 千円	1回	150 円	
手当	救急救命士が、特定行為に従事したとき	/月冽戦貝		/13 十円	1回	500 円	
救助活動手当		消防署に勤務する 救助隊員	概ね10メートル以上の高所で消火若しくは救助活動に 従事し、又はそれに従事するために常に訓練する職員	505 千円	月額	2,500 円	
潜水業務手	<u> </u>	消防職員	潜水器具を着用して潜水作業又は潜水訓練に従事したとき	- 千円	1時間	250 円	

(5)時間外勤務手当

支給実績(令和3年度決算)	105,077 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	271 千円
支給実績(令和2年度決算)	100,132 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和2年度決算)	285 千円

⁽注) 職員1人当たり平均支給年額は、「支給実績(〇年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数から算出したものを【全職員】とし、その内、管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除いた職員数から算出したものを 【支給対象職員】とする。

(6)その他の手当(令和4年4月1日現在)

			国の制度	(令和3年	F度決算)
手当名	内容及び支給単価	国の制度 との異同	国の制度 と異なる 内容	支給実績	支給職員1人当 たり平均支給年 額
扶養手当	○配偶者 6,500円 ○子 10,000円 ○父母等 6,500円 (ただし、8級職員については配偶者・父母等は3,500円) ※満16歳の年度始めから満22歳の年度末までの子がいる場合の加 算額 1人につき 5,000円	同じ		35,106 千円	210,216 円
住居手当	○借家(家賃16,000円を超える場合に限る。) 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給	同じ		26,289 千円	262,890 円
通勤手当	○電車・バスを利用する場合 全額支給55,000円までは全額支給○乗用車などを利用する場合通勤距離に応じて2,000円から31,600円を支給	同じ		30,758 千円	71,530 円
管理職手当	○管理又は監督の地位にある職員に支給部長級 46,600円 次長級 35,900円課長級 30,700円 課長補佐級 20,400円	異なる	棒給の特 別調の区分 別に応じ て支給	29,866 千円	328,198 円
休日勤務手当	○祝日法による休日等に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×135/100×時間数	同じ		9,200 千円	153,333 円
夜間勤務手当	○正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ		3,386 千円	54,613 円
宿日直手当	〇宿日直勤務を命じられた職員に支給 勤務1回につき、 4,400円	同じ		1,470 千円	8,212 円
管理職員特別勤務 手当	○管理職手当を支給される職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に、又は週休日等以外の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合に職務の級に応じ支給週休日等 6,000円から12,000円 週休日等以外の日 3,000円から6,000円	同じ		1,486 千円	21,229 円

5 特別職の報酬等の状況(令和4年4月1日現在)

	区分	給料月額等
		(参考)類似団体における最高/最低額
//	市長	900,000 円 980,000 円/ 382,500 円
給料	עווי ע	(一円)
l	副市長	780,000 円 794,000 円/ 512,000 円
	אַיוויוּאַ	(一円)
	議長	530,000 円 540,000 円/ 310,000 円
	173.1%	(円)
報	副議長	470,000 円 486,000 円/ 279,000 円
酬	шлих	(円)
	議員	450,000 円 450,000 円/ 259,000 円
	1,200	(円)
		(令和3年度支給割合)
	市長	4.30 月分
期末	副市長	
手		(令和3年度支給割合)
当		
	副議長	4.30 月分
	議員	
追		(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)
退職	市長	900,000円×在職月数×0.35 15,120,000 円 任期毎
手当	副市長	780,000円×在職月数×0.25 9,360,000 円 任期毎
	備考	

⁽注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

² 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

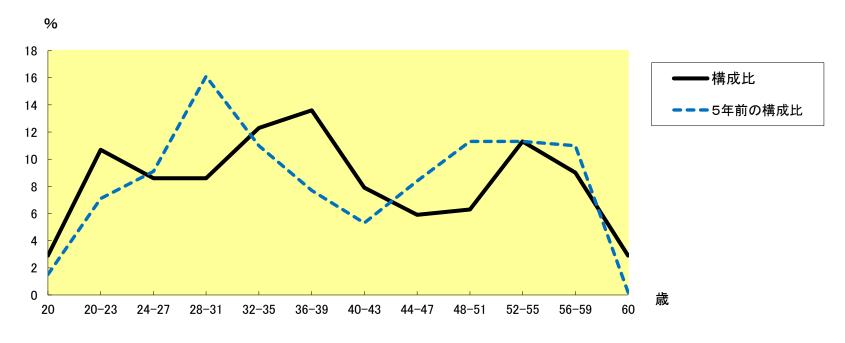
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

	_	区分	職員	〕 数	対前年	主な増減理由	
部門			令和3年	令和4年	増減数	土は増減理由	
		議会	4	4	0		
		総 務	97	97	0		
		税 務	26	26	0		
	_	民 生	81	82	1	部署の体制強化による増員	
	般	衛生	27	31	4	部署の体制強化による増員	
	行政	農林水産	17	19	2	部署の体制強化による増員	
普通会計部門	部門	商工	8	8	0		
		土木	31	30	▲ 1	部署の体制変更による減員	
計部						<参考>	
門		計	291	297	6	人口1万人当たり職員数 69.61	人
						(類似団体の人口1万人当たり職員数) 68.13	人
	教	育部門	40	40	0		
	消	防部門	88	90	2	部署の体制強化による増員	
						<参考>	
		小計	419	427	8	人口1万人当たり職員数 100.08	人
						(類似団体の人口1万人当たり職員数) 88.01	人
公合	水;	道	0	0	0		
営計	その	の他	51	51	0		
公営企業等		小計	51	51	0		
	合計		470	478	8	<参考> 人口1万人当たり職員数 112.0	人
			[654]	[654]	[0]		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 - 2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(令和4年4月1日現在)



区分	20歳 未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳 以上	
		5	5	5	5	5	5	5	5	5	5		計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳		
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	14	51	41	41	59	65	38	28	30	54	43	14	478

(3)職員数の推移

(単位:人·%)

年度 部門別	29年	30年	元年	2年	3年	4年	過去5年間0)増減数(率)
一般行政	267	270	277	281	291	297	30 (11.2)
教育	41	41	39	38	40	40	-1 (-2.4)
消防	87	87	88	88	88	90	3 (3.4)
普通会計計	395	398	404	407	419	427	32 (8.1)
公営企業等会計	49	51	57	58	51	51	2 (4.1)
総合計	444	449	461	465	470	478	34 (7.7)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数

7 公営企業職員の状況

(1)水道事業

令和元年度よりかずさ水道広域連合企業団へ移行したため、該当なし